

国と県の学費支援制度のご案内

(普通科)【令和2年7月分～令和3年6月分】

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います)や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

2 支援の対象となる方

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額(課税標準額)などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給(軽減)されます。

高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

対象となる判定基準 ^{※1} (市町村民税の課税標準額 ×6%—市町村民税の調整 控除の額)(保護者等全員 の合計額)	毎月の授業料等から 軽減される金額	うち就学 支援金の額	うち授業 料等軽減 補助金の額	生徒負担額 (諸費を 含む)	【参考数値】 世帯年収 目安 ^{※2}
0円(非課税)	授業料等の全額	33,000円	-	5,800円	～約270万円
51,300円未満	授業料等の全額	33,000円	-	5,800円	約270万円 ～約350万円
154,500円未満	授業料等の全額	33,000円	【対象外】	5,800円	約350万円 ～約590万円
304,200円未満	9,900円	9,900円	【対象外】	28,900円	約590万円 ～約910万円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	【対象外】	38,800円	約910万円～

※1 受給の判定(所得判定基準)について

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※2 世帯年収目安について

保護者のうちどちらか一方が働き、子供が2人いる世帯をモデルとした場合です。

3 提出書類

【提出期限】 **6月10日(水) 〆切**

【提出書類】 ①高等学校等就学支援金 提出書類「提出票」

②高等学校等就学支援金(7月定期)

【1】就学支援金を受給中の生徒

上記②の書類の **B収入状況届出書(2回目以降)** の□にを入れ二重線の枠内(生徒・保護者の氏名等記入欄)及び裏面【2. 保護者等の収入の状況について】【3. 確認事項】を記入してください。

※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員チェックをお願いします。

【2】就学支援金の支給を受けていない生徒

(1) (市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額)(保護者等全員の合計額)が0円～304,200円未満の世帯(※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算)

ア 上記②の書類の **A 受給資格認定申請書(初回時)** の□に☑を入れ二重線の枠内(生徒・保護者の氏名等記入欄)及び裏面【2. 保護者等の収入の状況について】【3. 確認事項】を記入してください。

※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由のない限り、全員チェックをお願いします。

イ 個人番号(マイナンバー)の写し等を提出していない保護者等に係る確認書類

- ・市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類
- ・生活保護受給証明書(令和2年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

ウ (前歴のある方のみ) 高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

(2) 上記(1)の計算式で算出した額が304,200円以上の世帯

上記②の書類の **C 辞退届出書(認定申請の辞退・受給資格の放棄)** の□に☑を入れ、二重線の枠内(生徒・保護者の氏名等記入欄)を記入して提出してください。

4 留意事項

- 就学支援金を受給中の生徒が『収入状況届出書【B】』を提出しない場合、支払の一時差し止めが行われる場合があります。必ず期限までに提出してください。
- 手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校に申出てください。支給額が変更される場合があります。
- 税の申告を行っていないため、市町村民税の課税標準額等が確認できない場合は、支給できません。収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。
- 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは学校にお尋ねください。

「5 Q&A」中の「課税確認書類」とは、次の書類をいいます。

- ・個人番号(マイナンバー)カードの写し等
- ・個人番号カードを提出できない場合は、課税証明書等

5 Q&A

Q1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出しているのので、祖母の課税確認書類を提出すればいいですか？

- 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)の課税額で判断します。

Q2 1人親家庭(母子)ですが、先日、母が再婚しました。課税確認書類は、母と継父のものを提出すれば良いですか？

- 再婚した場合、養子縁組をしなければ、再婚相手に親権が付与されません。ですので、再婚に伴い養子縁組をしていけば、母と継父の課税確認書類を、養子縁組をしていなければ、母の課税確認書類を提出してください。

Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で、非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？

- 日本国内に在住している親権者(母親)のみの課税額で判断します。なお、この場合、支給額は一律9,900円/月となります。

Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。所得確認対象者は、どの者になりますか？

- 児童福祉施設、児童相談所等へ入所している場合でも、親権者が存在すれば、親権者の課税確認書類を提出していただくことになります。(親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など、家庭の状況によりやむを得ず、親権者の課税確認書類を提出できない場合を除く)